

令和 年 月 日

大河原町議会議長

殿

大河原町議会議員

欠 席 届

月 日の { 定例会・臨時会
 全員協議会 } には、次の理由により出席で
きないので、会議規則第2条の規定により届けます。

理 由

電話による届出

月 日 () 時 分 受信者

- (注) 1. 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。(大河原町議会会議規則第2条)
2. 理由は、具体的な内容を記載すること。
(平成24年12月4日議運決定・12月5日全協承認)

令和 年 月 日

大河原町議会 {
・議会運営委員会
・総務産業常任委員会
・文教厚生常任委員会
・議会広報常任委員会
・議会広聴常任委員会
・予算審査特別委員会
・決算審査特別委員会 } 委員長 殿

大河原町議会議員 _____

欠 席 届

月 日の {
・議会運営委員会 ・総務産業常任委員会 ・文教厚生常任委員会
・議会広報常任委員会 ・議会広聴常任委員会
・予算審査特別委員会 ・決算審査特別委員会 } には、

次の理由により出席できないので、大河原町議会先例集 8 の規定により届けます。

理 由

電話による届出

月 日 () 時 分 受信者

- (注) 1. 議員が委員会に出席できないときは、その理由を記した欠席届出書を委員長に提出する。
ただし、開議時刻までに届け出ができない場合は、あらかじめ電話等で通知する。
(大河原町議会先例集 8)
2. 理由は、具体的な内容を記載すること。
(平成 24 年 12 月 4 日議運決定・12 月 5 日全協承認)